

使用料・手数料見直しに関する基本方針

平成31年2月

田 原 市

目 次

1	はじめに	1
2	使用料・手数料見直しの基本的な考え方 ...	2
3	受益者負担割合について	4
4	使用料算定基準について	5
5	手数料算定基準について	9
6	減額・免除について	10

1 はじめに

田原市の公共施設の使用料については、合併前の旧田原町において市民の施設利用を無料とする施策が続いてきました。平成 15 年、平成 17 年の 2 度の市町村合併においても、原則として従前の料金を継続することとし、統一的な見直しは行われてきませんでした。また、消費税の導入、税率改正にあたっては、税額分を料金に転嫁するのみで料金の積算根拠については見直しを行いませんでした。

合併後の「第 2 次田原市行政改革大綱」において市民サービスの再構築が掲げられ、合併後に旧町間で格差が生じていた市民の施設利用料金の取扱いを統一するため、平成 22 年に全体的な見直しが行われ、各種施設の有料化が実施されました。しかし、料金の設定は、近隣同種の料金を参考として決定され、施設の維持管理に係るコストや、受益者負担の在り方については検討がなされませんでした。

合併による同種施設の複数保有などにより、他団体と比較して施設保有量が多く、施設管理の適正化が大きな課題として認識されるなか、平成 27 年 3 月には「第 3 次田原市行政改革大綱」が策定され、取組項目の一つとして、施設やサービス利用に関する受益者負担の見直しが掲げられ、「使用料・手数料の見直し」がアクションプランに位置づけられました。

これを受けて、平成 27 年度に庁内の関係課で構成する「田原市使用料・手数料検討会」を設置し、受益者負担の考え方、料金算出の方法等の検討を進めてきました。

今回、検討内容を基本方針として取りまとめ、基本方針に基づく改正を実施することで、負担の公平性と市民への説明責任を確保するものです。

【田原市における使用料・手数料見直しの経緯】

年度	状況	備考
昭和 59 年度	使用料改正	市民の屋外運動施設、会議室等の利用を無料化
平成元年度	消費税導入（3%）	消費税分加算
平成 10 年度	消費税率改正（5%）	消費税分加算
平成 15 年度	赤羽根町合併	合併前の従前料金を継続 (同種施設で無料・有料の格差発生)
平成 17 年度	渥美町合併	合併前の従前料金を継続 (同種施設で無料・有料の格差発生)
平成 21 年度	第 2 次行政改革大綱	基本目標に「市民サービスの再構築」を位置づけ
平成 22 年度	使用料改正	市民の各種施設利用の有料化
平成 26 年度	第 3 次行政改革大綱	基本目標「市民サービスの再構築」 アクションプラン「使用料・手数料の見直し」
	消費税率改正（8%）	消費税分加算
平成 27 年度	使用料・手数料検討会設置	受益者負担の考え方、料金算出方法の検討開始

2 使用料・手数料見直しの基本的な考え方

公共施設の利用や証明書発行等の行政サービスに対する受益者負担の適正化を図り、利用者を含めた市民全体が納得する料金とするためには、施設利用や役務提供に対してどれだけの経費が掛かっているのかを明確にしたうえで、その行政サービスの性質によって利用者負担と公費負担の割合を設定し、両者のバランスを図る手法が適切であると判断します。

そのため、以下の方法により料金の見直しを行うこととします。

(1) 見直しの対象

この基本方針に基づいて料金を見直しを行う対象は、公の施設の利用（施設使用料などを対価とするもの）や公の役務の提供（手数料を対価とするもの）を受けるサービスとします。

なお、以下のサービスは対象外とします。

【対象外サービス】

- (a) 法令等により、市が独自に料金設定できない又は別に基準が定められているもの
 - ・図書館、市営住宅など
 - ・国、県の算定方法や基準に合わせているもの（「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」など）
- (b) 独立採算を前提としているもの
 - ・下水道事業、水道事業など

【参考：使用料見直し対象施設の使用料の現状】（平成 28 年度決算）

区分別使用料決算額一覧

区分	施設数	使用料決算額(円)	対象施設
文化施設	8	9,646,870	池ノ原会館、華山会館、渥美郷土資料館、田原文化広場、赤羽根文化会館、渥美文化会館、博物館、吉胡貝塚資料館
体育施設	10	12,952,973	滝頭公園スポーツ施設、緑が浜緑地スポーツ施設、緑が浜運動公園、白谷海浜公園陸上競技場、赤羽根文化広場、渥美運動公園、中央公園スポーツ施設、学校施設、総合体育館、ふれあいの里パターゴルフ場
衛生施設	3	3,916,470	田原斎場、渥美斎場、ペット火葬場
観光・交流施設等	7	19,095,412	サンテパルク田原、道の駅(田原、赤羽根)、ロングビーチ、ふれあいの館、谷ノ口公園、江比間野外活動センター
その他施設	2	22,917,280	小型船舶係留施設、田原駅南公共駐車場
計	30	68,529,005	

今回の一斉見直し以外の使用料等

個別の法律・条例によるもの	根拠等	収入額	見直し状況
市営住宅使用料	公営住宅法	179,553,417	法に合わせる
保育料		318,314,220	無償化を踏まえ制度全体見直し
占用料	道路・河川占用、港湾・漁港管理条例	21,066,869	愛知県の各条例に合わせて見直し
汚水処理施設使用料	汚水処理施設設管条例	3,859,501	下水道使用料に準じて算出
小計		522,794,007	
使用料条例によるもの	根拠等	収入額	見直し状況
都市公園使用料		5,826,534	東三河管内で共通の取扱い(単価は市によって違う)
目的外使用料のうち市の占用料条例に準じて算定しているもの	使用料手数料条例	3,827,702	愛知県占用料条例に合わせて見直し
目的外使用料のうち態様により個別判断するもの		12,954,633	個別算定(観光情報サービスセンター等)
小計		22,608,869	
公営企業関係	根拠等	収入額	見直し状況
水道料		1,080,764,344	税率分加算
下水道使用料		347,899,708	税率分加算
農業集落排水施設使用料		182,060,749	税率分加算
小計		1,610,724,801	
その他	根拠等	収入額	見直し状況
児童クラブ・放課後子ども教室		15,953,500	近隣参考
有料広告		1,449,900	税率加算
駐車場(柳町、赤石)		2,874,643	近隣参考
ぐるりんバス		13,479,199	H27.10改定済(税率分加算も端数処理にて据え置き) 運行業者への収入(委託料と相殺)
小計		33,757,242	
合計		2,189,884,919	

(2) 原価算定に基づく料金設定

受益者に応分の負担を求めるためには、使用料・手数料等の積算根拠を明確化し、市民へ説明できるようにする必要があるため、料金算定に原価算定方式(原価には建物等の減価償却費を含む。)による統一基準を設けます。

(3) 受益者の負担割合の明確化

算定された原価のうち、どの程度の割合で受益者が負担するのかについて、各行政サービスの性質に応じて負担割合を明確にします。

(4) 負担の急激な増加を防ぐための措置

使用料・手数料の見直しにより、受益者の負担が急激に増加する場合は、料金改定に上限を設けるなどの激変緩和措置を講じます。

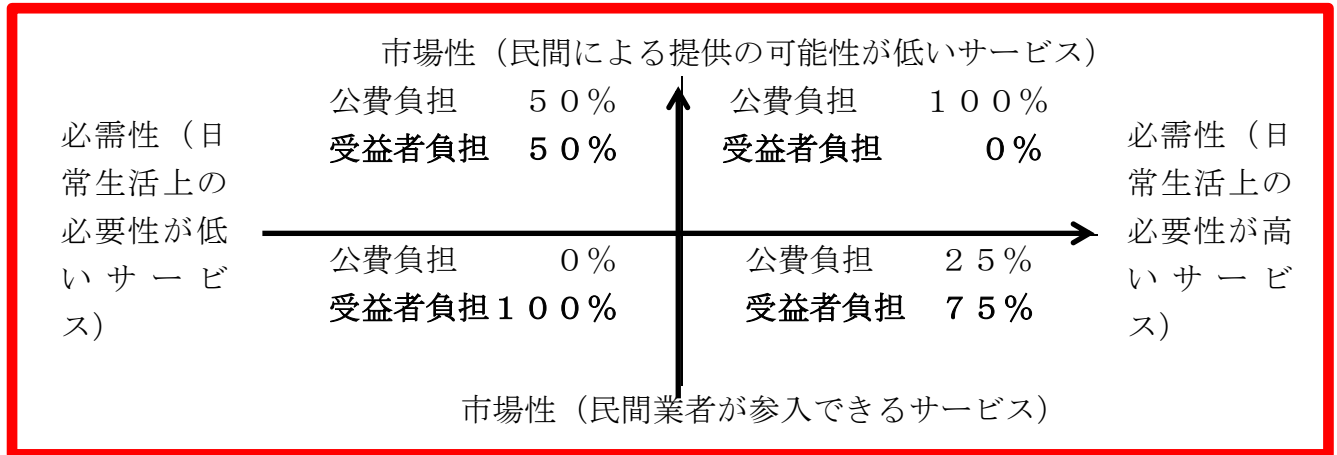
(5) 定期的な見直しの実施

使用料・手数料の見直しは、経済・社会情勢の変化、施設やサービスの減価の変動に対応した適正な受益者負担となるように、定期的な見直しを行います。

3 受益者負担割合について

(1) 使用料の受益者負担割合について

公の施設の使用料に関する受益者負担割合については、「市場性（民間によるサービス提供の可能性）による分類」と「必需性（日常生活上の必要性）」の2つの視点から4分類（0%、50%、75%、100%）としたうえで受益者負担割合を設定します。



【受益者負担割合】

市民の生活様式の変化や民間業者のサービス提供状況等により、市場性・必需性は変化します。割合の分類については、施設所管課の状況確認により設定を行い、庁内検討組織での検討を経て、市長が決定します。

【今回の改正状況】

大区分	小区分	項目数	負担割合の内訳					施設	改正による増収見込み(千円)
			100%	75%	50%	0%	他		
文化施設	会議室	28			28			池ノ原会館、華山会館、渥美郷土資料館、田原文化広場、赤羽根文化会館、渥美文化会館、博物館、吉胡貝塚資料館	4,975
	ホール等	32			32				
	空調設備	4			4				
	用具類等	105			105				
体育施設	グラウンド、コート等	41			41		滝頭公園スポーツ施設、緑が浜緑地スポーツ施設、緑が浜運動公園、白谷海浜公園陸上競技場、赤羽根文化広場、渥美運動公園、中央公園スポーツ施設、学校施設、総合体育館、ふるさと教育センター屋内運動場	6,165	
	照明	13			13				
	会議室	13			13				
	シャワー、ロッカー等	6			6				
	空調設備	1			1				
	用具類等	17			17				
衛生施設	火葬(市民以外利用)	5	5				斎場、ペット火葬場	1,959	
	葬祭場等	1	1						
	ペット火葬	4	3	1					
	市民農園	1	1						
観光・交流施設等	ホール	13			7	6	サンテパルク田原、道の駅(田原、赤羽根)、ロングビーチ、ふれあいの館、谷ノ口公園、江比間野外活動センター、親子交流館	1,200	
	会議室	18			18				
	車両用普通充電器	3	3						
	シャワー	3			3				
	宿泊等	22	4		18				
その他施設	船舶	1			1		小型船舶係留施設、田原駅南公共駐車場	809	
	自動車等	7	7						
計		338	24	1	307	0		15,108	

(2) 手数料の受益者負担割合について

手数料については、そのサービス提供が特定の個人のためにする事務に要する対価であることから、受益者負担割合は100%とします。

4 使用料算定基準について

(1) 算定基準

使用料・手数料

$$= \text{コスト} (\text{維持管理費} + \text{建物建設費 (減価償却費)} + \text{人件費}) \times \text{受益者負担割合}$$

※10円未満切り捨て

(2) 具体的な算出方法

使用料のコスト算定方法

$$\text{コスト} = \text{施設の1㎡当たりの単価} \times \text{使用料対象面積} \times \text{利用時間}$$

※利用時間はその使用料の種類によって、件数等によります。

施設の1㎡当たりの単価

$$= \frac{\text{維持管理費 (A)} + \text{建物建設費 (減価償却費) (B)} + \text{人件費 (C)}}{\text{施設総面積}} \div \text{年間利用時間}$$

(A) 経常的な維持管理費

需用費（消耗品費、光熱水費、印刷製本費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等

過去3年の平均値（小数点以下四捨五入）を使用しますが、各施設に係る費用をより明確にするため、施設ごとに維持管理費をできるだけ明確に分けて計上します。

(B) 建物建設費（減価償却費）

建設工事費、大規模修繕費（工事請負費）

固定資産台帳の当期償却額を使用します。（過去3年の平均値は使用しません。）

①取得価額が50万円以上の場合に固定資産台帳に記載されます。

②減価償却費の計算方法は定額法（平成19年度税制改正における平成19年度4月1日以後取得償却資産の償却限度額計算方法によります。）により算定されます。

③減価償却の開始年度は、取得年度の翌年度となります。

④減価償却費の算定上、生じた端数は1円未満を切り捨てます。

⑤使用料の算出に当たり、耐用年数を過ぎている施設の場合は、当期償却額は0とします。

⑥土地、美術品、建設途中の施設等は減価償却を行いません。

※なお、用地取得費については、土地は年数の経過により資産価値が減少するものではなく、当該施設が廃止された場合でも市の財産として残ることから、使用料算定上のコストには含めません。

【対象外費用】

○受益者が特定されている費用

施設で実施する講座などで使用する教材などに係る費用は、原則その講座などの利用者が負担するものであるため対象外とします。

(C) 人件費（人に係るコスト）

人件費（職員の給与、臨時職員の賃金等）等

使用料の算定に関しては、公共施設実態調査の過去3年の平均値（小数点以下四捨五入）を使用する。

※1 公共施設実態調査の人件費とは、事務事業評価における人件費

(3) 利用時間（利用人数等）

各施設の実利用者数の過去3年の平均値（小数点以下四捨五入）を使用します。

利用単位当たりの費用を算出する際に使用する数値は、使用料の減免を受けている方も含んだ実績単位とします。

使用料算定のイメージ（貸室等の場合）

貸室等（会議室、ホールなど）一定のスペースを使用する場合の使用料は次のとおり算定します。

$(\text{維持管理費} + \text{減価償却費} + \text{人件費}) \times \text{施設全体に対する貸室等の面積割合} \div \text{利用実績} \times \text{受益者負担割合}$

【例】施設の会議室の1時間当たりの使用料の算出

施設の維持管理費・減価償却費・人件費コスト	4,000,000 円
施設全体面積	1,000 m ²
貸室等の面積	250 m ²
利用実績	800 時間/年
受益者負担割合	50%

①1 m²当たりの年間コスト

全体コスト 4,000,000 円 ÷ 全体面積 1,000 m² = 4,000 円

②貸室等の年間コスト 4,000 円 × 貸室等面積 250 m² = 1,000,000 円

③貸室等の1時間コスト 1,000,000 円 ÷ 利用実績 800 時間 = 1,250 円

④1時間当たりの使用料 1,250 円 × 受益者負担割合 50% = 625 円 ÷ 620 円

(10 円未満切り捨て)

(4) 激変緩和措置について

算定した使用料がそれまでの使用料を大幅に上回る場合は、使用料の急激な変化を抑えるため、改定の上限を従来料金の1.5倍までとします。

次回以降の使用料見直しにおける激変緩和措置については、今後の利用実績、近隣団体や民間の料金水準等を踏まえ再度設定します。

(5) 算定基準によらない使用料について

原則、(1)の算定基準により使用料の算定を行いますが、下記に分類される使用料については、基準によらない使用料として、個別に算定します。

算定基準によらない事由

- ①算定基準又は激変緩和措置により算出された使用料が、近隣の類似施設等と乖離した額となり、利用する市民に著しい負担を生じさせる使用料
- ②器具や付帯設備等で個々の購入金額が不明であり、算定基準による算出が不可能な使用料
- ③使用料が一般的な料金と比較して低額であり、民間事業者の参入を阻害する可能性がある使用料

【今回の改正状況】

大区分	項目数	内訳					改正による増収見込み(千円)
		基準による		近隣類似参考	税率分加算	民間参入阻害防止	
		理論値	激変緩和				
文化施設	169	4	56	4	105	0	4,975
体育施設	91	15	53	0	23	0	6,165
衛生施設	10	1	8	0	0	1	1,959
観光・交流施設等	60	1	35	7	17	0	1,200
その他施設	8	0	1	7	0	0	809
計	338	21	153	18	145	1	15,108

(6) 定期的な見直しについて

社会情勢等の変化に対応した適正な受益者負担とするため、原則として4年ごとに見直しを行うものとします。

今回の見直しは、消費税率の改正時期に合わせるために平成31年10月1日とします。
次回の見直しは、平成35年4月1日を予定しています。

5 手数料算定基準について

(1) 算定基準

$$\text{手数料} = \frac{\text{事務処理に要する費用（年間）}}{\text{処理件数（年間）}}$$

(2) 具体的な算出方法

事務処理に要する費用（年間）＝物件費＋人件費（＋減価償却費）

①物件費

需用費（消耗品費、光熱水費、印刷製本費等）、委託料、使用料及び賃借料、役務費等（その発行事務等のために購入した償却資産があれば備品減価償却費も含める。）

②人件費

「人事行政の運営等の状況に関する報告書」の職員の1人当たり給与（平均額）を使用する。なお、正規職員が配属されていない部署については、配属されている再任用職員等の単価を使用する。

③年間処理件数

過去3年の平均値を使用する。

(3) 定期的な見直しの設定について

社会情勢等の変化に対応した適正な受益者負担とするため、原則として4年ごとに見直しを行うものとします。

今回の見直しは、消費税率の改正時期に合わせるために平成31年10月1日とします。次回の見直しは、平成35年4月1日を予定しています。

6 減額・免除について

公共施設の利用や証明書発行等の行政サービスの提供にあたっては、受益者負担の原則から所定の使用料、手数料を負担することが原則ですが、社会的弱者への配慮や、教育・文化・スポーツ振興といった市の施策推進の観点から、特例的に減額・免除が行われています。

(1) 減額・免除の現状

田原市使用料及び手数料条例第6条に統一的な減免規定があるほか、社会教育施設、都市公園等の一部施設には、規則において個別の減免規定が定められています。

減額・免除の実績としては、教育・文化・スポーツ振興等の市の施策を推進するためのものが多数を占めています。

【参考：規則による減免の状況】

施設別減免状況一覧 (平成28年度決算額)

施設名	使用料総額(円)	減免件数	減免額(円)	実収入額(円)
江比間野外活動センター	1,518,200	21	304,220	1,213,980
池ノ原会館	311,850	487	258,750	53,100
華山会館	705,600	146	705,600	0
緑が浜公園	1,958,220	303	273,700	1,684,520
田原文化広場	9,728,430	2,454	4,684,910	5,043,520
白谷海浜公園	466,350	179	213,150	253,200
中央公園	3,753,100	1,900	1,068,400	2,684,700
滝頭公園	1,705,420	847	707,640	997,780
総合体育館	4,016,370	2,018	1,905,250	2,111,120
渥美運動公園	3,887,125	1,760	1,515,240	2,371,885
渥美文化会館	2,343,880	1,195	1,241,070	1,102,810
赤羽根文化広場	1,101,780	405	323,950	777,830
赤羽根文化会館	653,310	73	296,560	356,750
学校施設開放	2,328,990	2,888	881,300	1,447,690
規則による減免影響額合計	34,478,625	14,676	14,379,740	20,098,885

【個別の規則】 田原市社会教育施設の使用料に関する規則

田原市緑が浜運動公園の管理運営に関する規則

田原市都市公園条例施行規則

(2) 減免措置の見直し

これまでの施設使用料等での減免措置の多くは政策的な特別措置であり、元来受益者負担の原則に則していません。その上長年の運用の結果で利用者層が固定化する傾向もあり、利用する方と利用しない方との間に不公平感が生じる原因にもなっています。そこで、これまでの減免措置があくまでも特例であることを再確認し、統一的な取扱いとなるように基準を見直すことを基本とします。